

社団法人 横浜市医師会定款

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、社団法人横浜市医師会と称し、事務所を横浜市中区桜木町1丁目1番地に置く。

(構成)

第2条 本会は、横浜市を区域とし、区医師会(横浜市の行政区を単位としたもの及び横浜市立大学医学部又は同大学医学部附属の病院に勤務する医師が組織する大学区医師会をいう。以下同じ。)の会員をもって構成する。

(目的及び事業)

第3条 本会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに地域包括医療の普及を図り、もって社会福祉を増進するとともに、医師の社会的及び経済的地位を向上することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 医道と医療の確立に関する事項
- (2) 公衆衛生の啓発指導に関する事項
- (3) 地域の保健、医療及び福祉の推進に関する事項
- (4) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項
- (5) 医師の生涯研修に関する事項
- (6) 医業経営の改善に関する事項
- (7) 会員の相互扶助、福祉厚生及び親ばくに関する事項
- (8) 災害時における医療救護に関する事項
- (9) 医療関連従事者に関する事項
- (10) 本会の目的を達成するために必要な調査研究及び団体契約締結並びにその実施に関する事項
- (11) 情報処理と広報に関する事項
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、同時に社団法人日本医師会、社団法人神奈川県医師会及び区医師会の会員でなければならない。

- 2 会員が社団法人日本医師会、社団法人神奈川県医師会又は区医師会の会員の資格を失ったときは、本会の会員の資格を失うものとする。

(入退会)

第5条 本会に入会し、又は退会しようとする者は、その所属する区医師会を経て所定の様式による届出をし、会長の承認を得なければならない。

(会員としての理念)

第6条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼とを得るように努めなければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は本会の定款及び議決を遵守し、会の団結を図り、その目的達成に協力しなければならない。

(会費、負担金等)

第8条 会員は、会費及び負担金を本会に支払う義務を負う。

2 会費及び負担金の負担率、その額並びに支弁方法は代議員会で定める。

3 既に納めた会費及び負担金は、退会してもこれを返還しない。

4 会員が、正当な理由なく1年分に相当する会費を納めないとき及び負担金を1年以上納めないときは、退会したものとみなす。

5 前項の規定により退会したものとみなされたときから6箇月以内に、別に定めるところにより前項の会費及び負担金を完納したときは、前項の会員は、復会したものとみなす。

(意見の開陳)

第9条 会員は、本会の事業に関し、本会に意見を述べることができる。

(申告)

第10条 会員が業務上の権利を侵害され又は名誉を毀損されたと認めるとき、これを所属区医師会を経て本会に申告することができる。

2 前項の申告があったときは、会長はこれを裁定委員会の審議に附さなければならない。

(分限の基準等)

第11条 会員であって次の各号のいずれかに該当する者は、裁定委員会の議決を経て、戒告又は除名されることがある。

(1) 医師の倫理に違背し、会員たるの名誉を毀損した者

(2) 本会の定款に違背し、又は本会の秩序を乱した者

2 前項の規定により戒告又は除名したときは、会長は、速やかに、その氏名及び事由を社団法人神奈川県医師会及び所属区医師会並びに本人に通知しなければならない。

3 前項の規定により戒告又は除名された会員が、その裁定に不服があるときは、社団法人神奈川県医師会に提訴することができる。

(名誉会員)

第12条 本会に名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、医学の研究又は医業の指導若しくは本会に功労ある者について、代議員会の議決を経て会長がこれを推薦する。

3 名誉会員は、本会における榮譽の敬称とする。ただし、本会会員としての権利義務を有さない。

第3章 区医師会

(区医師会長の選出)

第13条 区医師会の会員は、その会員のうちから区医師会長を選出する。

(区医師会の会則)

第14条 区医師会は会則を設け、又はこれを変更しようとするときは会長の承認を経るものとする。

(区医師会の活動)

第15条 区医師会は、本会の定款又は議決に反しない範囲内において独自の活動を行うことができる。

第4章 役員等

(役員)

第16条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 常任理事 9人
- (4) 理事 19人
- (5) 監事 3人

2 会長、副会長及び常任理事は、理事とする。

3 役員は、相互に他の役員を兼ねることも、代議員及び予備代議員を兼ねることもできない。

(役員職務)

第17条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 常任理事は、常任理事会を組織し、会長が理事会の議決を経て定めた職務分担により、本会の常務を分掌する。

4 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(会長の行う専決処分)

第18条 会長は、代議員会の議決を要する事項であっても、急施を要し代議員会を招集する暇がないと認めるときは、理事会の議決を経てこれを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分した事項を次の代議員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とし、改選の行われた年の4月1日から起算する。ただし、再選を妨げない。

(役員任期満了後の職務執行)

第20条 役員は、その任期が満了した後でも、その後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員選出)

第21条 会長、副会長、常任理事及び監事は、別に定めるところにより、代議員会において会員

のうちから選出する。ただし、監事のうち1名は会員以外から会長が推薦し、代議員会で選任する。

- 2 理事（前項に規定するものを除く。）は、区医師会長をもって充て、代議員会の承認を得るものとする。

（役員欠員補充）

第22条 役員に欠員を生じたときは、前条各項の規定により速やかに補充するものとする。

- 2 補欠により就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

（役員解任）

第23条 役員が、法令、定款若しくは議決に違反し、又は役員としての品位を著しく毀損したときは、裁定委員会の裁定を経て、代議員会は、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う代議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（顧問）

第24条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は代議員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の各種の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

（名誉会長）

第25条 本会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会に著しい功績があった会長経験者のうちから、代議員会の議決を経て、会長が選任する。
- 3 名誉会長は、会長の要請に応じ、本会の事業について必要な助言を行う。

第5章 代議員及び予備代議員

（代議員の選挙）

第26条 代議員及び予備代議員は、各区医師会において別に定める人員数割で、その会員中からこれを選挙する。

（代議員の職務）

第27条 代議員は、代議員会を組織し、定款その他の規程で決めてある事項を審議する。

- 2 予備代議員は、代議員に事故あるとき、その職務を代理する。

（代議員の任期）

第28条 代議員及び予備代議員の任期は2年とし、改選の行われた年の4月1日から起算する。ただし、再選を妨げない。

（代議員の任期満了後の職務執行）

第29条 代議員及び予備代議員は、その任期が満了したのちでも、その後任者が就任するまでは、その職務を行う。

（代議員欠員補充）

第 30 条 代議員及び予備代議員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとする。

2 補充により就任した代議員及び予備代議員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 総 会

(定時総会及び臨時総会)

第 31 条 総会を定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は毎年 1 回 3 月会長が招集する。ただし、時宜により会期を変更することができる。

3 臨時総会は会長が必要と認めたときに招集する。

(臨時総会の招集)

第 32 条 会員又は代議員の 5 分の 2 以上から会議の目的とその理由を示して臨時総会の招集の要求があったときは、会長は 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の招集)

第 33 条 総会の招集は開催日の 10 日前までに会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を会員に知らせなければならない。ただし、緊急な場合は、期間を 5 日前までに短縮することができる。

(総会の定足数)

第 34 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(総会の議決、承認及び報告を要する事項)

第 35 条 次の事項は、総会の議決又は承認を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の処分
- (3) 収支決算

2 次の事項は、総会に報告しなければならない。

- (1) 会務及び事業に関する事項
- (2) その他重要な事項

(総会の議長)

第 36 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の議決)

第 37 条 総会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決める。

2 前項の規定にかかわらず、定款を変更するには、総会の出席会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(書面表決等)

第 38 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面をもって表決することができる。この場合において、第 34 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議決、承認事項の通告)

第 39 条 会長は、総会で議決又は承認した事項を速やかに会員に知らせなければならない。

第7章 代議員会

(定時代議員会及び臨時代議員会)

第40条 代議員会を，定時代議員会及び臨時代議員会とする。

2 定時代議員会は，毎年1回3月，会長がこれを招集する。ただし，時宜により会期を変更することができる。

3 臨時代議員会は，理事会の議決を経て，会長がこれを招集する。

(臨時代議員会の招集)

第41条 代議員，区医師会及び会員からそれぞれ次に掲げる場合において，会議の目的である事項及びその理由を示して，臨時代議員会招集の請求があったときは，会長は30日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(1) 代議員の5分の1以上の同意があるとき

(2) 区医師会の議決によるとき

(3) 会員の5分の1以上の同意があるとき

(代議員会の招集)

第42条 代議員会の招集については，第33条の規定を準用する。

(代議員会の定足数)

第43条 代議員会は，代議員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(代議員会の議決)

第44条 代議員会の議事は，出席代議員の過半数で決し，可否同数のときは，議長が決める。

(役員時代の議員会出席)

第45条 会長，副会長，理事及び監事は，代議員会に出席して意見を述べることができる。ただし，表決に加わることはできない。

(代議員会の議決，承認を要する事項)

第46条 次の事項は，代議員会の議決又は承認を経なければならない。

(1) 定款の変更案及び規程の制定，変更

(2) 事業計画

(3) 収支予算

(4) 収支決算

(5) 会費の賦課及び負担金の決定並びに徴収方法

(6) 重要な財産の造成，管理方法及び処分

(7) 基本財産に関する事項

(8) 借入金（年度内に償還するものを除く）

(9) 会務及び事業の報告

(10) その他重要な事項

(代議員会の議長及び副議長等)

第47条 代議員会に，議長，副議長各1人を置く。

2 議長，副議長は，出席代議員により，代議員中から選出する。

3 議長及び副議長の任期は，代議員任期と同じとする。

- 4 議長は代議員会を主宰し、議場の秩序を保持し、議事を整理する。
- 5 副議長は、議長に事故あるときその職務を行う。
- 6 議長は代議員会の議事録を作成し、これに会議の顛末を記載しなければならない。
- 7 前項の議事録には、議長及び代議員会の定めた代議員2名が、これに署名しなければならない。
(選挙の結果、代議員会の議決、承認事項の通知)

第48条 会長は、選挙の結果又は代議員会で議決し、又は承認した事項を速やかに会員に知らせなければならない。
(代議員会の議事規程)

第49条 代議員会の議事規程は、代議員会の議決を経て別に定める。

第8章 理事会及び常任理事会

(理事会の構成)

第50条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集等)

第51条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 理事の過半数又は監事全員から理事会の招集の請求があったときは、会長は速やかにこれを招集しなければならない。
- 3 理事会は、過半数の理事の出席をもって成立とし、その議決は出席した理事の過半数の同意をもって行う。

(理事会の議決事項)

第52条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の招集及びこれに提案すべき事項
- (2) 代議員会の招集及びこれに提案すべき事項
- (3) その他会務の運営に関する事項

(監事等の理事会出席)

第53条 監事並びに代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
ただし、表決に加わることはできない。

(常任理事会の構成)

第54条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事(以下「常任理事等」という。)をもって構成する。

(常任理事会の招集等)

第55条 常任理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 常任理事会は、過半数の常任理事等の出席をもって成立とし、その議決は出席した常任理事等の過半数の同意をもって行う。

(常任理事会の議決事項)

第56条 常任理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。

- 2 緊急に処理すべき事項として常任理事会において議決した事項は、次の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第9章 委員会及び代議員会特別委員会

(委員会の設置)

第57条 会長は必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

(代議員会特別委員会の設置)

第58条 代議員会は、必要がある場合その議決により、代議員会特別委員会を置くことができる。

(委員会及び代議員会特別委員会の規程)

第59条 委員会及び代議員会特別委員会の規程は別に定める。

第10章 裁定委員会

(裁定委員会)

第60条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、各区医師会においてそれぞれ1人を選挙し、代議員会の承認を得なければならない。その任期は役員と同じものとする。

3 裁定委員は、本会の役員、代議員、予備代議員或は他の医師会の裁定委員を兼ねることができない。

4 裁定委員は裁定委員会を構成する。

(裁定委員会の職務)

第61条 裁定委員会は、会員の制裁、会員と診療委嘱者との紛議の調停斡旋、会員の身分及び業務についての審議、各区医師会相互間の紛議の調停等の裁定を行う。

(裁定委員会の規程)

第62条 裁定委員の数、並びに裁定委員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議を経て別に定める。

第11章 会 計

(経費の充当)

第63条 本会の経費は、会費、入会金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(区医師会への交付)

第64条 区医師会の経費として、本会から所定の金額を交付する。

(会計年度)

第65条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第66条 毎会計年度における経費の定額は、その年度の歳入をもってこれを支弁する。

(借入金)

第67条 本会は、出納上必要あるときは、一時借入金をすることができる。

一時借入金は、当該年度の歳入をもってこれを償還する。ただし、代議員会の議決を経ればその限りでない。

(予備費)

第 68 条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けることができる。ただし、代議員会の否決した費途に充てることはできない。

(経費の定額の年度外使用禁止)

第 69 条 毎年度において決定した経費の定額を、他の年度の経費に充てることはできない。

(継続費)

第 70 条 数年を期して行う事業で、継続費として総額を決めたものは、毎年度の支出残額を、事業完遂年度まで逐次繰越し使用することができる。

第 12 章 解 散

(本会の解散)

第 71 条 本会の解散に関しては、第 37 条第 2 項の規定を準用する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、国若しくは地方公共団体又は本会の目的に類似する公益法人に寄附する。

第 13 章 雑 則

(庶務)

第 72 条 本会の職制並びに職員の任免、給与、分限及び執務に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(委任)

第 73 条 本定款の施行に関し必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

附 則

本定款は昭和 38 年 3 月 25 日から施行し、昭和 30 年 3 月 1 日認可を受けた定款は同日廃止する。

附 則

本定款は昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 62 年 4 月 20 日改訂
平成元年 5 月 18 日改訂
平成 9 年 3 月 17 日改訂
平成 13 年 3 月 16 日改訂